

令和7年度のご案内

危険なブロック塀等の 除却に補助します！

道路沿いのブロック塀の除却に 「最大10万円」を補助します！！

印西市危険コンクリートブロック塀等除却補助金のご案内

地震時におけるコンクリート塀等の倒壊による被害を防止するために、印西市では「印西市危険ブロック塀等除却費補助金交付要綱」を定め、個人の所有者などを対象として、危険なブロック塀の撤去にかかる費用の一部を補助します。

ブロック塀等を所有している皆様へ

まずは、ご自身にて裏のチェックポイントを基にブロック塀等の安全確認をお願いいたします。ブロック塀等について安全かどうか判断がつかない場合は、建築士等の専門家にご相談をお願いいたします。

※市ではブロック塀等の安全について判断は行いません。下記の専門家にご相談ください。

千葉県建築士会 電話 043-202-2100（相談無料、調査有料）

千葉県建築士事務所協会 電話 043-224-1640（相談無料、調査有料）

手続きの流れと申請書一覧は、裏面を参照ください。

※工事契約後では、補助金の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

市ホームページでもご案内しています。



二次元バーコードを
読み取ってください。



◆お問合せ◆

印西市役所 都市建設部 建築指導課 住宅係

〒270-1396 印西市大森2364-2

電話 0476-33-4657

FAX 0476-42-6200

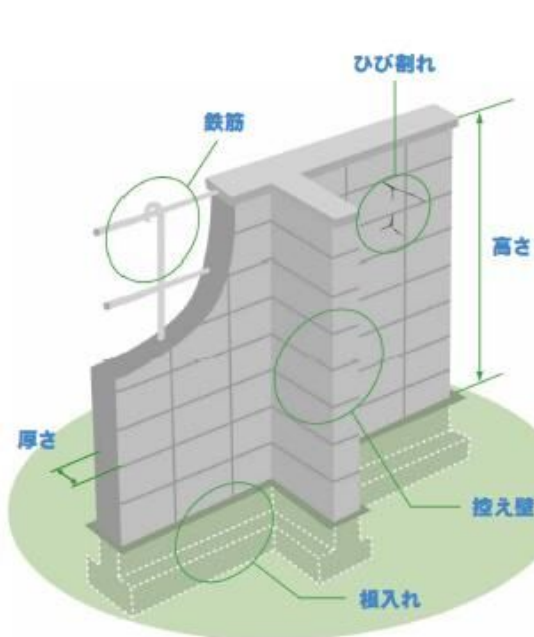
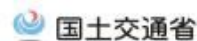
email kentikusidouka@city.inzai.chiba.jp

補助対象となるブロック塀等

「ブロック塀の点検のチェックポイント」を基に点検を行い、ひとつでも不適合があるブロック塀等で、建築基準法第42条に規定する道路に面したブロック塀等

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上）
- ☐ 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- ☐ 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。

- ☐ 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

経年劣化（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

補助金の額

危険ブロック塀等の除却工事に要する費用額の **2分の1かつ100,000円を上限**とします。※1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額となります。

交付対象者

危険ブロック塀等を所有する方で次の項目に一つでも該当する方は除きます。

- ・市町村税を滞納している
- ・自ら除却する
- ・売買を目的としている
- ・法人またはその他団体が所有している
- ・以前にこの補助金を受けている

注意事項

- ・ **工事の契約及び工事着手前に補助対象となるか事前にご相談をお願いいたします。**
- ・ 交付決定前に施工業者と契約及び除却工事に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。
- ・ 危険ブロック塀等除却後は、建築基準法に遵守しないブロック塀等を設けることはできません。

～ 手続きの流れ ～

① 交付申請

- ・チェックリストの「交付申請時」の書類を**令和 7 年 12 月 26 日(金)までに提出**してください。
- ・必ず工事着手前(施工業者との契約前)に申請してください。
- ・所有者以外の方が代理で手続きを行う場合は委任状が必要です。

② 交付決定

市役所から、申請者の方へ、補助対象の可否について郵送等でお知らせします。

③ 工事契約と着手

- 必ず交付決定の後、施工業者と契約を締結し、工事を行ってください。
 - ・実績報告の期限までに工事が完了するよう工程を計画してください。
 - ・工事の施行中、施工後の写真を撮っておいてください。
 - ・交付申請時と工事の内容や金額が変更になる場合は、改めて見積書を用意して、必ず工事完了前に市役所へ相談してください。
 - ・ブロック塀などの処分は、適切に行ってください。
- マニフェスト伝票の写しの提出が難しい場合は、処分先との契約書の写しや処分場へ廃棄物の搬入状況がわかる写真などを用意してください。

④ 実績報告

工事が完了したら、チェックリストの「完了報告時」の書類を**令和 8 年 2 月 27 日(金)までに提出**してください。

工事の途中に準備する書類がありますので、施工業者と相談して用意してください。

⑤ 交付金額確定通知

市役所から、申請者の方へ、補助金の交付額について郵送等でお知らせします。

⑥ 交付請求

工事費用の支払いが完了しましたら、チェックリストの「請求時」の書類を提出してください。

⑦ 補助金の交付

工事が適切に完了したことを確認したのち、申請者が指定した金融機関へ市役所から補助金を振り込みます。

危険ブロック塀等除却費補助金 申請書一覧

交付申請時

番号	確認	書類・図書等	備考
1	☐	交付申請書(第1号様式)	
2	☐	位置図	
3	☐	工事内訳書の写し(新設費用と合算の場合、撤去費用のわかる見積書)	
4	☐	ブロック塀の図面(現況図面と計画図面等)	
5	☐	ブロック塀の現況写真(工事着手前)	
6	☐	市税納税状況確認承諾書(申請者)または前年分の納税証明書	
7	☐	ブロック塀の所有者であることを証する書類	
8	☐	その他市長が必要と認める書類	委任状など

完了報告時

番号	確認	書類・図書等	備考
1	☐	完了実績報告書(第5号様式)	
2	☐	工事写真(施行中・完了後)	
3	☐	発生した廃棄物の処分報告書の写し ※マニフェスト伝票等	
4	☐	工事請負契約書(注文・請書等)の写し	
5	☐	工事費支払に関する領収書等の写し	
6	☐	その他市長が必要と認める書類	

請求時

番号	確認	書類・図書等	備考
1	☐	補助金交付請求書(第7号様式または第8号様式)	
2	☐	工事費支払に関する領収書等の写し(完了報告時に未提出の場合)	
3	☐	委任状(第8号様式による代理受領を選択する場合)	参考様式を参照